

番号	内容	関係条項
23	農地と農家住宅の地域が異なる場合の取扱いについて	法第 29 条

開発許可不要証明に係る農家住宅を建築する際、農地と農家住宅とは同じ地域内（原則として同じ行政区内）にあることが求められます。農地が当該市街化調整区域外にある場合、市街化調整区域内の農家住宅は、原則として開発許可不要の対象とはなりません。

しかし、行政区を跨ぐような、地域が異なる場合であっても、農地と農家住宅の計画地とが近接し、効率的に農業を営むために適切であると考えられる位置関係にある場合は、許可不要として取り扱う場合があります。この場合は、開発許可不要証明の申請時に、農地と農家住宅の計画地との位置関係がわかる資料（地図等）の提出が必要です。